新政会は伊丹市議会内唯一の保守系会派です



杉 -

- 会派代表
- ●議会役職 総合戦略及び 総合計画検討 特別委員長





加藤 光博

- **会派役職** 国政県政政策調整担当
- 議会役職 文教福祉常任委員長



戸田 龍起

- ◆**会派役職** 市行政政策調整担当
- 議会役職豊中市伊丹市クリーンランド議会監査委員



新政会主催の市政報告会を行います。

■時 平成29年6月3日 15:00~16:30

内容 所属3議員からの市政報告 市議会政局解説 質疑応答

開催場所 伊丹商エプラザ 4階会議室A









お知らせ

新政会所属議員と10名程度の少人数での座談会を設けます。

平素の報告会と異なり、議員からの報告の場としてではなく、参加頂いた市民の皆様との対話(フリートーク)を中心に行います。

実施日時と会場については6月3日の市政報告会にて発表いたします。 また、ご希望の方がいらっしゃいましたら調整の上、開催させていただきます。

発行日 平成29年5月1日

新以云

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1-1 電話: 072-784-8115 (会派控室)

新政会へのお問い合わせは

TEL : 072-783-1344 (議会事務局)

FAX : 072-783-7751

E-mail: itami@sugi-hajime.net



新政会 議会報告



安全・安心のまちづくりへさらに前進の予算が定まる

- ■平成29年度予算(平成28年度2月補正含む)について
- ■戸田龍起/豊中市伊丹市クリーンランドについて
- ■加藤光博/ 12月議会質問報告 ~子ども・子育て支援策の充実に向けて~
- ■杉一/ 12月議会質疑報告 ~市民まちづくりプラザの指定管理団体変更に対して~
- ■加藤光博/3月議会質問報告 ~財政規律の適正化と地域経済の活性化策~
- ■杉一/3月議会質問報告 ~総合計画の条例条文への提案~

新政会は加藤光博、杉一、戸田龍起の3名で構成しています。 伊丹の風土と伝統を尊重しつつ、時代の先を見据える保守の 思想に基づいた議会内会派です。



平成29年度予算(平成28年度2月補正予算含む)

平成29年度予算のうち、注目の事業をピックアップして紹介

まちなかミマモルメの利用促進に向けて支援策を拡充します

月額利用料への支援 382 万円

小学1年生、徘徊の恐れがある認知症高齢者、障碍者(児)に平 成30年3月まで月額利用料の無償化。

[事業費] 小学生: 3,024,000 円 小学生以外: 792,000 円 ●小学 1 年生

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月 1月 2月 3月

阪神電気鉄道(株)

新1年牛限定キャンペーン ★初期登録料 (2,572円): 無料

★月額利用料 (432円/月): 4·5月無料

伊丹市と阪神電気鉄道(株)で 1/2ずつ負担

★月額利用料(432円/月):6~3月無料

❷認知症高齢者、障がい者(児)で徘徊・行方不明の恐れのある者

昨年に引き続き、平成30年3月まで、恊働事業者である阪神電気鉄道(株)と 伊丹市で1/2ずつ負担し、月額利用料を無償化します。

※初期登録料(2.572円/人)については、別途、補助制度があります。 (介護保険事業特別会計及び一般会計民生費による各課予算)

アプリケーション改修 239 万円

通知文言の修正や通過検知箇所の増加により、より便利なまち なかミマモルメになります。



高齢者の生活支援ニーズの多様化に備えて人員配置を増員します

■生活支援コーディネーター (生活 Co) の増員/ 4771 万円 ■認知症地域支援推進員の増員/519万円

■5290 万円 内、国の補助金 2063 万円 県の補助金 1031 万円 その他 1164 万円 一般財源 1032 万円

生活支援コーディネーターとは

地域の中で不足するサービスの創出、サービスの担い手 の養成、元気な高齢者が担い手として活動する場の確保、 情報共有や地域住民と専門職との協働推進などのネット ワークの構築などを行う方です。

天神川荻野·稲野鴻池·緑丘瑞穂·神津有岡·南·伊丹摂陽 笹原鈴原・花里昆陽里・桜台池尻の校区域に分けられた 9圏域に1名が配置されます。

伊丹では役割が合致している観点から、市が補助金を支給 して伊丹市社会福祉協議会が配置しているコミュニティー ワーカー (いわゆる地区社協といった住民福祉組織や住民 主体の地域福祉活動を支援)を増員して兼務します。

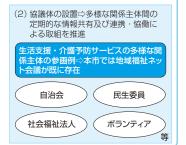
生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組み

(1) 生活Coの配置⇒多様な主体による 多様な取組のコーディネート機能を担い

一体的は活動を推進			
資源開発	ネットワーク構築		
○地域に不足する サービスの創出	○関係者間の情報 共有		
○サービスの担い 手の養成	○サービス提供主体 間の連携の推進		
○元気な高齢者な どが担い手とし	○地域住民と専門職との恊働推進		

て活動する場の

確保



平成29年度当初予算は骨格予算。骨格予算とは…?

骨格予算とは・・・ 市長選挙を控えた時期は、市長交代の可能性 があるために、新規政策を盛り込まず、既存の政策や最低限必要な 経費を盛り込んで編成する予算。選挙後の補正予算で、首長の 意向を反映させた事業などを「肉付け」することになります。その ために例年より予算規模は小さくなり、平成28年度の一般会計 当初予算の693億円に比べて低額です。

ただ、昨年度までに取り組まれている事業や実施が決定している 政策については予算が組まれており、藤原市政の色も出されて います。

平成29年度当初予算全体の概要

一般会計・・・・ 678 億円 〔教育・衛生・まちづくり・道路・福祉 などの市政全般に亘る会計です)

特別会計・・・・ 407億円 [国民健康保険・介護保険など個別に 設けている会計で、収入も住民税と別の収入も得 ています)

公営企業会計・437億円(自治体が経営する公益的な事業で、上 下工水道・自動車運送(バス)・病院・競艇です〕



このコードから伊丹市公式ホームページの 平成29年度予算説明のページに行きます。ぜひ、ご覧下さい。

新政会は 当初予算に

新政会がかねてから要望していた事項についても予算に反映されました。教育分野では、コミュニティス クールの充実や学力向上に向けた取り組み。地域組織支援では、交付金の厳格な支給を求めると同時に その額の拡大。防災面では、本庁舎建て替えに向け前倒しした取り組みや他市との連携や市民との協働 などです。その他にも、予算全般として、安全安心のまちづくりに向けて前進する予算であり、賛成しました。

戸田龍起 クリーンランド議会報告

豊中市伊丹市クリーンランドについて

豊中市・伊丹市クリーンランドは豊中・伊丹両市から排 出される一般廃棄物の中間処理を行うことを目的に、昭和 36年に設立された特別地方公共団体(一部事務組合)で、 今年で56年になります。

クリーンランドが設立された前後の昭和30年代は、両市 とも急激な人口増加に伴い発展しつつあった時期でした。 当時、ともにごみ処理施設用地の確保に悩んでいた両市は、 処理を共同で行うことが得策であると考え、用地の確保に 努力した結果、大阪国際空港、猪名川に隣接する両市の境 界線上に、近隣地域住民の皆さんの苦渋の決断としての建 設への同意と用地買収への積極的な協力により、ごみ焼却 施設が建設されました。

現在では、平成24年に完成した粗大・不燃ごみ、資源系 ごみ類からの有価物の資源回収減容化による最終処分場の 有効利用、延命化を図る資源化施設であるリサイクルプラ ザ (豊中伊丹スリー Rセンター) と、昨年新たに完成した可 燃ごみの焼却施設が稼働しており、焼却によって出た灰は 大阪湾沖埋め立て処分場 (大阪湾フェニックス) に運ばれて います。また、新ごみ焼却施設の完成に伴い、旧ごみ焼却 施設と余熱利用施設 (クリーンスポーツランド) の跡地は、 地元住民のみなさんのご協力もあり、平成31年に緑地公 園として生まれ変わります。

平成29年度のクリーンランドの歳入歳出予算は、豊中市 から年間約11万5000トン、伊丹市から約5万5000トン のごみの搬入量を見込み総額で約41億7000万円となり ました。この予算の中には、豊中市が約13億6000万円、 伊丹市が約7億1000万円を税金で負担しています。また、 昨年完成したごみ焼却施設の建設費用などの借金が約13 0億円あり、15年かけて市民のみなさんの税金等で返済し ていくことになります。このようなクリーンランド事業は、

豊中市議会議員7名、伊丹市議会議員6名(戸田含む)の1 3名で構成された豊中市伊丹市クリーンランド議会の議決 を経て執行されています。

ごみ焼却施設は、ややもすると迷惑施設、嫌悪施設と呼 ばれますが、ごみ処理は都市の基本的な機能であり1日も 欠かすことのできないものです。市民のみなさんには、地 元住民のみなさんに現在地でのごみ処理施設の建設・運 営をお引き受けいただいていることや、ごみ処理は両市の 税金が毎年投入されて成り立っている事業であることへの ご理解を深めていただくためにもぜひ一度クリーンランドを 見学していただきたいと思っております。また、我々豊中 市伊丹市クリーンランド議会は、クリーンランドが今後も安 定的に事業を継続できるようにしっかりと監視・提言してい かなければならないと考えています。





子ども・子育て支援策の充実に向けて ~生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されないように~

子どもの貧困対策について

■質問

子どもの貧困対策は「待ったなし」の状態である、国の対 策を待つだけなく伊丹市において考えられる今後の効果的 な取り組みを伺う。

■答弁

貧困の連鎖を断ち切るための対策は国全体として取り組 むべき課題であり、本市でも積極的に行いたい。対策として 子どもが孤立しないための居場所づくりなど、地域全体で子 どもと交流し、見守りができる環境づくりが重要であると考 えており、地域福祉計画の見直しにおいて検討している。ま た、世帯としての困窮状態を解決していくことも重要であり、 保護者の就労支援などにも取り組んでいく。今後、より具体 的、効果的な支援について、各部局間の連携を図りながら行 政全体の総合的な取り組みとして推進してまいります。



児童虐待について

暫問

児童虐待に関する報道等が後を絶たず胸を痛めるところで あり、大きな社会問題である。伊丹市の実態と児童虐待を起 こさないための取り組みを伺う。

■答弁

本市の実態ですが、平成27年度の児童虐待の新規通告児 童数は284人にのぼり、多くなっている。内訳として、心理的 虐待が156人、身体的虐待が82人、ネグレクトが38人、性 的虐待が8人となっている。虐待者は実母が147人と最も多 く、実父が82人、継父が17人、継母が1人、その他が37人 という現状がある。起こさないための取り組みとして、児童福 祉法に基づき適切な保護を図るため、市の福祉事務所や学校、 幼稚園、保育所等の関係部局のほか、伊丹警察や健康福祉事 務所、児童相談所、児童養護施設、病院等の関係機関で組織す る「伊丹市要保護児童対策地域協議会」を設置している。27 年度は個別ケース検討会議を172回開催し様々な事案にも対 応してきている。未然防止のため啓発活動や悩みを抱える親 に「子育て応援講座」など実施していく。 速やかに対応し子ど もの安全確保を最優先して関係機関が連携して継続的に支え ていくとともに伊丹市要保護児童対策地域協議会を充分活用 し、児童虐待の未然防止に努めていく。

※ さくりも主にいるシャトのパパカエにとりからっても、くい		
	子育て相談(各種ホットライン)	
市保健センター	妊婦さんや乳幼児の保護者を対象に、妊娠中の過ご し方や産前産後のさまざまな悩み、発育や育児に関 する相談・支援を行います。	TEL.072-784-8034
市こども家庭課	家庭でお子さんを育てていく上でのさまざまな悩み、 心配事について家庭相談員や母子・父子自立支援員 などが相談に応じます。	TEL.072-780-3518 FAX.072-780-3527
市子育て支援センター (いたみいきいきブラザ1階)	来所・電話による子育て相談 (月曜〜土曜の9:00〜16:30) に応じます。	TEL.072-771-1152 FAX.072-772-4560
兵庫県伊丹健康 福祉事務所 (伊丹保健所)	保護者の精神的な不調について相談に応じます。こころのケア相談は毎月1回(日時はお問い合わせください。要予約)	TEL.072-785-7874 FAX.072-777-4091
兵庫県川西こども 家庭センター(児童相談所)	18歳未満の児童の福祉に関するあらゆる問題について、医師・児童福祉司・心理判定員・保健師などが、児童福祉法にもとづく施設入所・診断・判定その他必要な相談指導を行っています。	TEL.072-756-6633 FAX.072-756-6006
児童虐待24時間ホットライ	児童虐待24時間ホットライン (川西こども家庭センター)	
ほっと電話相談 (阪神子どもの虐待防止ネットワークほっと) 全国子育て・虐待防止ホットライン 児童相談所 全国共通ダイヤル		TEL.0798-44-4150 (木·土曜 10:00~16:00)
		TEL.0570-011-077 (10:00~17:00)
		189

杉 一 本会議 質疑 平成28年第5回定例会 <12月議会>

まちづくりプラザ指定管理団体変更に対する議案質疑

まちづくりプラザとは

ボランティアや広義のNPOなど様々な市民活動をサポー トする拠点施設です。NPO法人など団体の設立・運営相談、 各種セミナー開催、助成金・補助金の案内を行い、団体の印 刷・会議の場としての活用もできる施設です。

当該施設は行政が設置していますが、管理運営は選定過 程を経た上で行政でない団体が受けています。これが「指定

管理しと言われる制度です。 指定管理は一定の年限の

中で受託団体を決めてお り、当該施設の質疑時現在 の指定管理期間は平成29 年3月31日に終了し、そ の後の指定管理団体がこの 議会で議決されました。



なぜ議案質疑したのか?

設立以来指定管理を受託してきたNPO法人阪神・智頭 NPOセンターは、市民が施設に訪れたくなるような企画の実 施、社会問題・時事問題から世間のトレンドまで幅広い分野 のセミナーの開催などを行ってきており、市民が集う場とな るよう努めてきており、ファンも出来ていました。

その団体から、NPO法人宝塚NPOセンターへと指定管 理団体が変更となったために理由を問いました。

市行政は今回の指定管理受託応募団体のプレゼンテーショ ンを聞く場や付属資料も付けられた中での審査を下していま すが、市行政から議会に提出された資料では議決を下すに際 してさらに伺わなくてはならない事柄がありました。

指定管理団体を変更することへの異議ではなく、議案の可 否を判断するという議員の最も重要な判断を下すために、議 案が出された経緯を知るために質疑しました。

ポイント1 今回指定管理を受ける団体の実力は?

①中間支援団体としての実力

中間支援団体とは、行政と市民(団体)をつなぐ、または市民 (団体)同士をつなぎ、社会ニーズを捉え、情報の橋渡しや政策 提言や調査研究を行う団体であり、そしてNPO法人などの公 益的な法人の設立や運営の支援をする団体です。

宝塚NPOセンターは県行政が補助している起業・就業・ボ ランティアの支援を行う阪神北地域の機関として機能してお り、法人設立運営支援でも相談はもちろんのことセミナー開 催の実績も有していること。そして、これから市行政として進 めたいコミュニティビジネス(地域が抱える課題を地域資源 を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする 事業)の実績も豊富である。

②団体そのものの実力

スタッフ数が多く専門性が高く、財務状況も健全であり、こ れらのことから人員面・組織面・財務面でも安定的である。

ポイント2 伊丹とのつながりは?

○上記の通り、中間支援団体は行政市民含めて"伊丹"と繋が ることが重要です。名称の通り、宝塚を中心的に活動してきた 当該団体が伊丹と繋がりがあるのかについては、伊丹で実施 した就労支援事業の実施経験、市行政の審議の場の委員を務 めていること、また市内の団体の中には当該団体と繋がって いる団体もあり伊丹との繋がりは十分である。

これらの質疑から

今回の指定管理団体について理解を得られたことから議案 に賛成しました。行政側が議会に提出する資料について、多け ればいいものでもなく、審査経過の全てを公開にすべきとも 考えてはおりません。議員として議案に対し理解を得るまで に必要な情報を自ら適宜適切な場で問うていくことが大切だ と考えています。

市の審査結果の詳細			
	宝塚NPOセンター	団体A	団体B
事業計画の内容が施設の目的を効果的に発揮できるものであること	488.4	463.6	425.2
事業計画の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること	249.6	236	209.6
市民の平等な利用の確保されること	102	99.2	90
施設の管理運営を安定して行う能力を有していること	388	359.2	320.4
個人情報補保護及び情報の公開その他情報管理を適切に行うことができること	110	106	98.4
승計	1338	1264	1143.6

提出された予算案や条例案などといった議案に対し、その内容や不明な点を聞くことです。「質疑」では、議案に 質疑とは対する賛成や反対を含めて意見を述べることは適切ではありません。意見は討論で述べることになります。 一方質問とは、議員が行政について自由に質問することです。意見を述べたり提案をしたりすることもできます。

行財政改革プランによる財政規律の適正化と地域経済発展のための新たな活性化策が必要

■質則

平成29年度当初予算における、政策的・投資的事業にかかる一般財源および市債の発行額、特に再配置計画推進分が財政規律に比べ少なすぎる理由を問う。

■答弁

平成29年度当初予算に計上を予定していた学校施設の 大規模改修工事等の事業費は、国の経済対策に伴う有利な 財源を活用し、平成28年12月補正予算に前倒して計上し た。その財源は一般財源約2千万円、公共施設等整備保全 基金の繰入金約5億4千万円、市債約17億8千万円を平成29年度と合わせると、平成29年度の実質的な再配置計画推進分の財源は、一般財源相当額が約7億5千万円、市債が約21億5千万円となり、今後30年間に必要となる一般財源の平均値である7億5千万円と同額であり、公共施設マネジメントの推進のために必要な事業費は確保されている。また、行財政プランで設定した財政規律は、計画期間全体(5か年)でとらえ5年間にかかる歳出の抑制、予算の重点配分を図る枠組みとして機能させることが重要である。

	平成29年度予算と行財政改革プランとの差異			
	項目	細目	H29年度予算	5カ年計画で定めた計画値
	政策的・投資的事業 の取組方針	投資的経費 (インフラ・その他分) に係る一般財源	3.9億円	5年間で25億円以内 (原則毎年度当たり5億円以内)
		投資的経費 (再配置計画推進分) に係る一般財源	1.9億円	5年間で50億円以内 (原則毎年度当たり10億円以内)
		政策的経費に係る一般財源	2.9億円	5年間で25億円以内 (原則毎年度当たり5億円以内) (行革努力による削減効果の範囲内)
	市債の管理方針	投資的経費 (インフラ・その他分) に係る市債発行額	7.1 億円	5年間で75億円以内 (原則毎年度当たり15億円以内)
		投資的経費 (再配置計画推進分) に係る市債発行額	3.7億円	5年間で175億円以内 (原則毎年度当たり35億円以内)

■質問

地域経済発展のための新たな活性化策が必要

- ①これまでの効果と市民が実感できる指標について。
- ②今後の活性化策には、企業立地支援制度の見直しを図る など、新たな取り組みが必要ではないのか。

■答弁

①商業施策では、平成14年から商店街等活性化事業補助制度においてイベント事業に対する支援、平成20年から空店舗活用事業を加え、出店促進を行いまちの賑わい創出や買い物環境の充実が図れた。今年度から商店街等活性化アドバザー導入支援事業を実施し商業集積が確保された。また、商業振興特定誘致地区事業では、中心市街地の4極2軸の沿道を指定し34店舗誘致を行った結果、商業集積とまちの賑わいを創出できた。工業施策では、伊丹市企業立地支援制度の運用等で、約62億円が投下され、雇用面においても効果がもたらされており、伊丹、川西、猪名川を管轄の伊

丹公共職業安定所における有効求人倍率も昨年12月での年度平均が0.73倍で、最も悪かった平成21年度の0.30から改善しており、完全失業率も昨年12月での年度平均が3.6パーセント大きく改善。市民が実感できる指標としては、市民意識調査による施策の満足度を見ますと、平成25年度と平成28年度比較では、商業の振興が2.64ポイントから2.96ポイントへ地域産業の振興が2.75ポイントから3.09ポイントへ上昇。住み続けたい理由として日常の買い物が便利であるが最上位で市民の実感が表れていると考えている。

②まちのにぎわい活力を未来の人に引き継ぎ2060年に19万人都市を維持し、伊丹創生総合戦略と第2期中心市街地活性化基本計画、新たな産業振興ビジョンをスタートさせ、三位一体で地域経済の活性化に取り組む。加藤議員ご案内の新たな企業立地支援制度については、市の実態に即した具体的な見直しを行います。来年度は、県と連携し商店街の活性化への取り組みを進めます。

	企業立地支援制度比較		伊丹市 新企業立地支援制度	伊丹市 平成28年度までの企業立地支援制度
	立地規模	建物	規定なし	500 ㎡以上
		敷地	規定なし	500 ㎡以上
	投下資本額	大企業	5 億円以上	3 億円以上
		中小企業	5 千万円以上	5 千万円以上
	小規模企業	3千万円以上	3 1 万円以上	

杉 一 一般質問 平成29年第1回定例会 <3月議会>

総合計画の条例条文について

総合計画の条例条文をまちづくり基本条例に規定する案が行政当局から示されました。 それに対し私なりの考えを示すべく本会議で提案しました。

右記、平成27年10月27日都市 企業常任委員協議会で示された条例 条文案。右記条文案をまちづくり基 本条例に規定するように示された。

- ●市は、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定めるとともに、それを実現するための方法や手段を総合的かつ体系的に明らかにするため、総合計画を定めるものとする。
- ●総合計画は、行政運営の基本的な方針を定める基本構想、その実現に向けた分野別の取組みを定める基本計画及び具体的な事業を定める実施計画により構成する。
- ●市長は、総合計画のうち、基本構想を定めようとするときは、議会の議決を得るものとする。
- ●総合計画は、市民の参画により定められるものとする。

総合計画とは

地方公共団体が行政運営する上で、長期的展望に立ち将来の目指すべきまちの姿を定め、総合的かつ最上位の計画であり、行政が実施するあらゆる計画の基となっている計画です。

地方自治法で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な 行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」という条文がありましたが、平成23年の法改正で削除され、総合計画の策定は各々の自治体に任されるようになりました。

法改正で総合計画の義務付けが無くなったものの、長期的展望に立った総合的な政策体系を策定し、それを市民に示すことは必要なことと解されており、伊丹市行政においても同様の立場から、総合計画策定を義務付け、その位置づけを示す条例条文案を示しました。

伊丹市第5次総合計画は

将来像を「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」 ~これからの10年間 それぞれが行動し担い合う 真の協働社会の仕組みをつくります~ としています。この将来像を基に伊丹市行政の各種の施策と事業を組み立てています。

10年

基本構想 長期的な展望に立ち、将来のまちの姿を指した基本的な方針 基本計画 基本構想の実現に向け、分野別のまちづくりを進めていくための取り組み

5年

5年

実施計画 基本計画に位置づけられた取り組みについて、具体的な事業を示します。 5カ年の予算編成及び事業実施の指針とする計画として策定したものです。 平成23年~~~~~平成27年 平成28年~~~~~平成32年

行政が示した条例条文(案)に対する杉の考え

まちづくり基本条例に規定することについて

■行政の考え

総合計画は市の総合的計画的な行政運営を図る基本指針。 よってまちづくりの基本事項を定めたまちづくり基本条例に 規定することが相応しい。

■杉の考え

まちづくり基本条例は、伊丹における市民と行政との関わりの基本原則を謳う条例。一方で、総合計画は総合的かつ最上位の計画といえども、行政上の一計画であるために、まちづくり基本条例ではない条例に規定することが相応しい。また、審議会や変更に際しての規定を入れていけば、総合計画だけでかなりの量になるため「総合計画策定のための個別の条例を策定すべきではないか。

総合計画と個別の行政計画との関係について

■行政の考え

市のあらゆる施策や計画の基礎となるため、まちづくりの 基本的事項を定めた「まちづくり基本条例」に位置づけようと 考えている。従って、個別行政計画の策定に当たっては、総合 計画で示した市の将来像を最大限に尊重したものにしなけれ ばならない。

■杉の考え

「総合計画は市の最上位の計画である。個別の行政計画は総合計画との整合を図らなければならない」といった規定を設けている自治体もある。全国の自治体で言えることが、総合計画を策定した後に個別の行政計画が年限も方向性も異なることがあった。(例えば新政会議会報告1号、加藤議員のページ参照)総合計画を中心とした行政運営とするならば、関係性の明示も一つの方法ではないか。

変更した場合の規定について

■行政の考え

基本構想の変更となると、同計画の大本の変更となるので、作り直すことと同じ意味をなす。よって、策定時と同様の手順で見直すものとする。

■杉の考え

市長の交代・議会からの提案・市民からの要求・社会状況の変化により、総合計画を変更することは少ないとしても可能性として存在します。しかし、平成27年10月に示された案には、変更した場合の規定がありません。

他市では、議会の議決の規定、速やかな公表の規定、審議会への諮問の規定、市政や社会の情勢の変化に応じて見直し変更できる規定などを設けています。総合計画が変更される可能性がある以上、条例規定を設けるべきではないか。そして、規定が無ければ、上述の行政の考えとは違い勝手に変更することも可能となるのではないかとの危惧があります。

市民参画の過程をもっと詳しく規定することについて

■行政の考え

まちづくり基本条例に「対話の場の設置」「情報の共有」「市 民意見表明制度の実施」といった条文があり、重ねて記載する 必要はない。

■杉の考え

「総合計画は、市民の参画により定められるものとする」で 十分だとも考えるところだが、規則で規定されている審議会 の他にも、市民が議論し合う公的な会議体が設けられるなら ば、重要さからも条例規定することも一つの方法ではないか。

平成27年10月に条例条文案が示されたのちに、議会側では特別委員会で議論がなされてきました。現在、市行政は議会の議論の経過も踏まえて、条例条文について検討中です。

6